

審議事項（９）－１

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

関連当事者開示の検討状況（第６回）

１．会計基準案の主な修正箇所等

- ・第４項に以下の文章を追加

「連結財務諸表で関連当事者の開示を行っている場合は、個別財務諸表での開示を要しないこととする。」

- ・第２２項「従業員の企業年金」の部分

会社とは独立して運営されているものの例示として、「規約型の確定給付企業年金制度のように基金としての形態をとらないもの、総合型の厚生年金基金制度や確定拠出年金制度」を記載

- ・第３４項「取引条件」の部分を修正

競争的で自由な取引市場が存在していないような場合において、取引条件について独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行われた旨を記載するには、第三者との取引と比較して同等であることを要すると考えられる。

- ・第２６項の表現

計算規則における関連当事者開示に関する法務省の見解を伺った上で、修正の可能性有り。

２．適用指針案の検討状況

－重要性の判断のための数値基準－

米国基準、国際会計基準では設けていないが、設ける場合には、以下のような形が考えられる。

(１) 関連当事者との取引

取引の属性	現 行	検 討 案
個人との取引	100 万円を超える取引	500 万円（又は 1000 万円）を超える取引
第三者が法人の場合、第三者のためにする取引	第三者が法人の場合も個人と同じ (注) 第三者が関係会社の場合は、法人の判断基準を適用	第三者が法人の場合は法人と同じ
法人との取引	<P/L 項目> 売上高・売上原価・販管費 10%超 営業外収益・営業外費用 10%超* 特別利益・特別損失 100 万円超* *かつ、合計額が税引前利益の 10%超 <B/S 項目> 原則として、総資産の 1%超	同左 同左 損益部分 500 万円（又は 1000 万円） 同左

(注) 現行取扱い、日本公認会計士協会監査委員会報告第 62 号による。

(２) 重要な共同支配企業及び重要な関連会社の要約財務諸表

	現 行	検 討 案
共同支配企業 ・関連会社	—	会社の総資産又は利益の 10%超 (持分比率が 50%を大幅に超える共同支配企業)

以 上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。